

守山スキークラブ会則

名称

第1条 本会は守山スキークラブと称する。

事務所

第2条 本会はモリヤマスポーツ内に事務所を置く。

目的

第3条 本会は、スキー愛好者をもって組織し、会員相互の教養とスキー技術を高め、親睦をはかることを目的とする。

行事

第4条 本会は目的達成のため、必要な行事を催す。

会費

第5条 本会の会員は、会費を納入しなければならない。

加入・脱会

第6条 本会に加入、又は脱会する場合、役員会の承認を必要とする。

第7条 本会の会員として体面を著しく汚した場合、直ちに除名する。

役員

第8条 本会は次の役員をおく。また、役員は本会を運営するため役員会を組織する。

代 表 1名

評議員 1名

総 務若干名

広 報 1名

行事担当若干名

監 査 役 2名

第9条 本会の役員は総会に於いて選出し、任期を二年とし、再選を妨げない。

総会

第10条 本会の運営事項は総会により決定する。

第11条 本会の総会における議題については予め役員会にて審議し、総会に上程する。

会計

第12条 本会の運営は、会費、寄付金、その他の収入により運営する。

第13条 本会は昭和35年1月1日から発足し、会計年度は毎年8月1日から翌年7月31日までとする。

第14条 会計監査は年1回以上行い、その都度総会に於いて報告する。

クラブ会則補足事項

1、会費について

- (1) 入会金 3、000円、年会金3、000円と定める。(但し会費の徴収は、選手登録以外は16歳以上とする)
- (2) 会費を2年以上未納の者は除名とする。(会費・登録費未納者は、会員証の発行・登録は行わない)
- (3) 本人より届け出のあった場合2年までの休部を認め、その間の会費を免除する。
(休部中についてはクラブからの事務連絡を行わない。総会での議決権も認めない)
- (4) 夫婦、家族にてクラブに加入の場合、2人目から会費を2、500円とする。
(ただし有資格者の会費は割り引かない。)
- (5) 会費、SAJ 登録費の納入に期限については毎年春の総会時を期限とし連絡なしに納入が遅れた場合は当該年度の登録は行わない。

2、総会について

- (1) 総会はクラブ員の半数以上をもって成立する。(但し休部者は含まない)
- (2) 議事の議決は出席人数の過半数にて決し、可否同数の場合は役員も加え再度議決を取る。
- (2) 総会においての議長は総会出席者の中から選出し承認を得る。
- (3) 議長については役員の兼任を認める。
- (4) 総会に於いての決定事項は各クラブ員に文書等をもって通知する。
- (5) 総会の任務権限は次の通りとする。
 - 1、行事計画案、予算案の審議決定
 - 1、行事経過報告並びに決算報告の承認
 - 1、クラブ会則改正変更の審議決定
 - 1、翌期各役員の選出
 - 1、新クラブ員の報告
 - 1、その他必要な事項の審議決定
- (6) 役員の総会に於いての議決については基本的に認めない。ただし、上記(1)の場合のみ例外とする。
- (7) 毎年春と秋の2回を定期総会と定める。
- (8) 代表が必要と認めた場合、又は、全クラブ員の3分の2以上からの開催請求のあった場合総会を開催しなければいけない。

3、役員会について

- (1) 役員会の任務権限は次の通りとする。
 - 1、行事計画案、予算案の作成
 - 1、行事経過報告並びに決算報告の作成
 - 1、各行事の結果報告の作成
 - 1、総会決定事項の執行

- 1、新クラブ員の承認
- 1、緊急重要事項の審議決定
- 1、その他必要な事項の審議

4、クラブに対する加入・脱会について

- (1) クラブに入会する場合は**役員会の承認**を必要とする。
- (2) 有資格者の移籍については、現クラブからの移籍に伴う承認を必要とし、役員会にて承認した場合のみ移籍を認める。
- (3) 脱会については基本的に本人の意思を尊重し、役員会にて審議し、総会に於いて報告する。

5、除名について

- (1) 本会の会員として体面を著しく汚した場合、直ちに除名する。
- (2) 2年間会費を納入しなかった場合。
- (3) やむをえない理由無くして2年休部した場合。

6、指導員検定受検について

- (1) 受検については以下の項目を検討した結果**クラブ**より推薦を行う。
 - 1、準指導員取得後クラブ行事に積極的に参加し指導を行っている場合。
 - 1、全役員の過半数よりの推薦があった場合。
- (2) 受検者は**受験申し込み迄に定期総会**において受検の意志表示を行う。

7、準指導員検定受検について

- (1) 受検については以下の項目を検討した結果**クラブ**より推薦を行う。
 - 1、受検前年度までのクラブ行事に積極的に参加している場合。
 - 1、当クラブの指導者として合格後クラブ行事に積極的に**参加が期待できる場合**。
 - 1、全役員の過半数よりの推薦があった場合。
- (2) 受検人数が複数の場合クラブよりサポート人員を派遣する。
- (3) 受検者は**受験申し込み迄に定期総会**において受検の意志表示を行う。

8、クラブ行事について

- (1) クラブ行事については総会にて日程、内容決定後、全クラブ員に参加確認の連絡を行い、参加希望のあった各行事つど**行事担当**より詳細の案内を行う。
- (2) クラブ員の各行事での参加日程の変更、参加の取り止め等については期日までに連絡を行うものとする。もし、連絡が出来ていなかった事が2回以上あった場合、以後の総会をのぞいたクラブ行事の連絡は行わない。

(3) クラブ員以外のクラブ行事(スキー講習を行うもの)への参加については、2回目以降1,000円の行事参加費を徴収する。ただし、1回目の体験入会についてはこの場合ではない。

平成7年10月8日制定

平成10年10月24日追加

(1) 平成17年8月6日改正